

昭和三十三年政令第二百二十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令

内閣は、衛生検査技師法（昭和三十三年法律第七十六号）第二条、第三条、第十条及び第十三条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（免許の申請） 第一条 臨床検査技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（名簿の登録事項） 第二条 臨床検査技師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日
二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
三 臨床検査技師国家試験合格の年月
四 免許の取消又は名称の使用の停止に関する事項
五 その他厚生労働省令で定める事項（名簿の訂正）

（名簿の登録） 第三条 臨床検査技師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

（登録の消除） 第四条 名簿の登録の消除を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の交付） 第五条 臨床検査技師は、臨床検査技師免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができる。

（免許証の再交付） 第六条 臨床検査技師は、免許証を破り、汚し、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。

（登録の再登録） 第七条 臨床検査技師は、名簿の登録の消除を申請するときは、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

（免許証の返納） 第八条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の採血は、耳朶、指頭及び足蹠の毛細血管並びに肘静脈、手背及び足背の表在靜脈その他の四肢の表在靜脈から血液を採取する行為とする。

（検体採取） 第九条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の採血は、耳朶、指頭及び足蹠の毛細血管並びに肘静脈、手背及び足背の表在靜脈その他の四肢の表在靜脈から血液を採取する行為とする。

（鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他の採取） 第十条 臨床検査技師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

（免許証の書換交付） 第十一条 厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録の再登録） 第十二条 都道府県知事は、前項の規定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認又は届出） 第十三条 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一ヶ月以内に、行政庁に届け出なければならない。

（登録の再登録） 第十四条 行政庁は、指定学校養成所につき必要な事項を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録の再登録） 第十五条 行政庁は、指定学校養成所が第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

（登録の再登録） 第十六条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（登録の再登録） 第十七条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（登録の再登録） 第十八条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（登録の再登録） 第十九条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

ついて必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

委員の数は、三十六人以内とする。

委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

（学校又は養成所の指定） 第十条 行政庁は、法第十五条第一号に規定する学校養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

（行政庁の指定） 第十一条 行政庁は、指定学校養成所が第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者が若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

（指定の取消し） 第十二条 行政庁は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遲滞なく、当該臨床検査技師養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定の申請） 第十三条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（変更の承認又は届出） 第十四条 前条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認又は届出） 第十五条 前条第一項の指定を受けた臨床検査技師養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認又は届出） 第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（変更の承認又は届出） 第十七条 国の設置する学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（国）の設置する学校養成所の特例

（国）の設置する学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（報告の徵収及び指示）

（報告の徵収及び指示） 第十四条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

（報告の徵収及び指示） 第十五条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第十六条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第十七条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第十八条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第十九条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十一条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十二条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十三条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十四条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十五条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十六条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十七条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十八条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第二十九条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第三十条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第三十一条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第三十二条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第三十三条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

（報告の徵収及び指示） 第三十四条 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

関して必要な事項は厚生労働省令で、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関する必要事項は主務省令で定める。

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年一月十五日政令第二〇号）

る。この政令は、平成十一年六月一日から施行す

附則（平成二年二月八日政令第三
九三号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

行する。
附 則
(平成一二年六月七日政令第三〇)

(施行期日) 九号抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平

成十三年一月六日)から施行する。
附則(平成一八年三月二七日政令第七)

(施行期日) ○号抄

第一条 この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（以下

「平成十七年改正法」という。)の施行の日から施行する。

(衛生検査技師の廃止に伴う経過措置)
第二条 平成十七年改正法附則第三条第一項に規

定する者については、この政令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施

行令（以下「旧令」という。）第二条から第九条まで、第二十二条及び第二十四条の規定は、

なおその効力を有する。

れた旧令第三条、第五条第二項、第六条第二項、第七条第一項、第八条第二項及び第五項並

びに第九条の規定により都道府県が処理する」ととされて、ある事務については、日令第二十一

条の規定は、なおその効力を有する。

この政令は、平成二十七年四月一日から施行
六号)

する。この政令は、平成二年四月一日を以て施行する。

(施行期日) 二八号 (抄) 〔西二年三月二一日正午第二

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(处分、申請等に関する経過措置)
第四条 附則第二条第一項及び同条第一項に定め

第4条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正

前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「处分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為となす。

附則 第二条第二項及び前条第二項に定めるもののはか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていなきものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則 (平成三〇年七月二七日政令第二三〇号)

この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日政令第三六六号）

（施行期日）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）
次の各号のいづれかに該当する者は、この政令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号又は第四号に掲げる者に該当する者とみなして、臨床検査技師等に関する法律第十五条の規定を適用する。

一 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行令（次号において「旧令」という。）第十八条第三号に掲げる者に該当する者
二 この政令の施行の日前に臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第一号に規定する

大学又は臨床検査技師等に関する法律第十五
条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所（以下「大学等」という。）に在学し、同日以後に旧令第十八条第三号に掲げる者に該当することとなつた者（同日以後に大学等に入学し、当該大学等において、同号に規定する同法第二条に規定する生理学的検査並びに同法第十二条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）

附 則 (令和三年七月九日政令第二一〇二号)

（施行期日）
この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置）
令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

（令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置）
令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

（令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置）
令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

（令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置）
令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

（令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置）
令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。